

排水設備工事施行業者指定規則についてご意見を募集します

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条に基づき、下水道管理者において公共下水道の設置その他の管理に関し必要な事項を条例で定める際の技術的助言である標準下水道条例（昭和 34 年 11 月 18 日付厚生省衛発第 1108 号・建設省計発第 441 号）において、排水設備等の新設等の工事を行う者として市長の指定を受けた者は、営業所ごとに下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」といいます。）を専属させることを義務付けておりました。

しかし、「デジタル原則に照らした規則の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デジタル臨時行政臨時会）のアナログ規制等の見直しの趣旨を踏まえ、標準下水道条例における指定の基準について、責任技術者を営業所ごとに専属する者から選任する者に令和 6 年 4 月 1 日から見直されました。

このような背景から、本市が定める排水設備工事施行業者指定規則（以下「本規則」といいます。）においても、責任技術者を専属から選任に見直すとともに、他の営業所について兼任することを認めることとし、排水設備工事施行業者（以下「施行業者」といいます。）の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項について、責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼務している場合に、その兼務状況を新たに設けるため、本規則を改正します。

つきましては、規則等を定める際の意見公募手続き等に関する指針に基づき、上記改正案についての意見公募を次のとおり実施いたしますので、市民の皆様のご意見をお寄せください。

【案件名】

排水設備工事施行業者指定規則の一部改正について

【概要】

本市の指定する施行業者の資格について、営業所が有しなければならない責任技術者について、当該営業所に専属している旨の要件を廃止し、他の営業所の責任技術者を兼任することを認めることとします。（第 3 条第 2 号）

上記の改正に伴い、施行業者の指定を受けようとする者が提出する申請書の記載事項について、責任技術者が他の営業所の責任技術者を兼任している場合に、その兼務状況を新たに設けることとします。（第 4 条）

【内容（案）及び関連資料】

- ・排水設備工事施行業者指定規則の一部改正（案）

【意見受付期間】

令和 7 年 2 月 18 日から令和 7 年 3 月 19 日

【結果公表日（予定）】

令和 7 年 3 月 27 日

【担当局等】

建設局総務部経理課（下水道使用料担当）

【閲覧場所】

- ・ 大阪市建設局総務部経理課（下水道使用料担当）（A T C ビル I T M 棟 6 階）
- ・ 市民情報プラザ（市役所 1 階）
- ・ 大阪市ホームページ

【意見の応募方法】

郵便、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。

（いずれも令和 7 年 3 月 19 日（水曜日）必着）

【送付による応募先】

〒559-0034

大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10 A T C ビル I T M 棟 6 階

大阪市建設局総務部経理課（下水道使用料担当）あて

【ファックスによる応募先（ファックス番号）】

06-6615-7575

【電子メールによる応募先】

gesuidou-haisuikouji@city.osaka.lg.jp

【窓口提出先】

大阪市住之江区南港北 2 - 1 - 10

大阪市建設局総務部経理課（下水道使用料担当） A T C ビル I T M 棟 6 階

【注意事項】

- (1) 書式は自由ですが、提出いただいた内容を確認させていただく場合がございますので、連絡先を必ず記載してください。
- (2) 案件名（排水設備工事施行業者指定規則の一部改正について）に関する意見であることを明記してください。
- (3) 電話等による口頭での意見の受付はいたしません。
- (4) 窓口提出先の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く 9 時から 12 時 15 分、13 時から 17 時 30 分です。
- (5) 提出いただいたご意見に対する個別の回答はいたしません。また、提出いただいた意見

に対しましては、ホームページ等で一括して公表し、回答することや、ご意見の公表の際に内容の要約または一部の表現を改めさせていただくこともあります。あらかじめご了承ください。

【個人情報等の取扱いについて】

- (1) 提出いただいたご意見の中で、住所、氏名、個人、または法人等の権利・利益を害するおそれのある情報など、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報の取扱いには十分注意し、個人等が特定できるような内容は掲載いたしません。
- (3) 住所、氏名、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理し、提出していただいたご意見の内容を確認するという目的以外には利用・提供いたしません。